

旧優生保護法による手術等について

- 旧優生保護法（昭和23年制定）に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的のもと、特定の疾病や障がい等を有すること等を理由に生殖を不能にする手術もしくは放射線照射又は人工妊娠中絶を強いられて、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われ、耐え難い苦痛と苦難を受けられてきた。

【熊本県における被害者数（熊本県衛生統計年報より）】

- ・ 不妊手術：624人（本人同意なし 246人、本人同意あり 378人）
- ・ 人工妊娠中絶：1,979人

訴訟と補償法の制定について

- 令和6年7月3日
 - 最高裁判所大法廷判決において、旧優生保護法の規定は日本国憲法に違反するものであり、国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。
 - 熊本県においては、2名の方が国に対して損害賠償を求める訴訟を提訴されていたが、令和6年11月7日に福岡高裁において和解が成立。
- 令和6年10月8日
 - 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立（R7.1/17施行）。国会及び政府は、その責任を認め謝罪するとともに、補償金の支給等について定められた（別添リーフレット参照）。

熊本県における対応状況について

- 令和6年11月15日
 - 知事定例会見において県が優生思想に基づく不妊手術等を進めてきてしまったことについて知事から謝罪。
- 令和6年11月29日
 - 11月定例会の議案説明において知事から改めて謝罪。
 - 県HPに知事謝罪メッセージ及び補償金の支給に係る手続き等について掲載。
- 令和6年12月27日
 - 県内の被害者（現時点で被害を受けられたことが明らかになっている方のうち）**5名と知事が面会**。謝罪を行うとともに被害を受けられた方々のこれまでの思いや現在の状況などを伺う。
- 令和7年1月17日
 - 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」施行。
 - 県では、「旧優生保護法補償金等受付・相談窓口」を設置し請求受付を開始。

県における相談・請求受付状況

令和7年1月17日～4月30日

相談件数 235件（電話相談：225件、来所相談：10件）※同一人物からの重複の相談あり。

請求受付 29件 【内訳】補償金：26件（本人：16件、配偶者：5件、本人の遺族：2件、配偶者の遺族：3件）

人工妊娠中絶一時金：3件

※今後、出張による相談会の開催予定。

県におけるR6年度の制度周知広報について（実績）

- 新聞広告（6回）熊日、読賣、毎日、朝日、西日本に掲載 ※この内、令和6年12月18日は知事の謝罪メッセージを添えて掲載
- 県からのたより 令和6年度冬号（12月）、令和6年度春号（3月）※春号は知事の謝罪メッセージを添えて掲載
- 県から市町村に周知広報を依頼 ※市町村広報 42市町村が掲載
- 県からのお知らせ（TVCM） R7.1.13～17放送
- 県政ラジオ R6.12.19、R6.12.26、R7.1.8放送
- SNSを活用した広報（県公式X（旧ツイッター）、県公式Facebook、県公式LINE）
- 県ホームページ掲載
- 「身体障がい者団体役員・相談員及び市町村行政担当者合同研修会」、「障害福祉サービス事業者集団指導」で制度について説明

県における関係機関との連携

- 医療機関や福祉施設、市町村への制度周知や相談支援等への協力依頼文を順次発出
- 県弁護士会と随時連携

【旧優生保護法補償金等受付・相談窓口】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目1番18号 熊本県庁 新館4階

受付時間：毎週月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

電話 : 096-333-2352 FAX : 096-383-1427

メール : yuusei@pref.kumamoto.lg.jp